

介護支援専門員の資格の更新と研修について

介護支援専門員として業務に就くためには、都道府県知事に対して介護支援専門員証の交付申請を行い、介護支援専門員証（有効期間5年）の交付を受ける必要があります。

また、介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、5年間の有効期間の間に、専門研修、または更新研修を修了しなければなりません。

専門研修

○現任者対象の研修

①研修課程Ⅰ

就業後6ヶ月以上の方が対象です。

「効果的に専門性を高めるためには早期に受講することが適当であり、就業後3年以内に受講することが望ましい」

②研修課程Ⅱ

研修課程Ⅰを修了した就業後3年以上の方が対象です。

「一定の期間ごとに技術の向上の為に繰り返し受講することが望ましい」

更新研修

○介護支援専門員証の有効期間満了日のおおむね1年前の方の研修

【実務経験者 ※1】

○初めての更新の方、再研修、未経験者で更新した方。

①研修課程Ⅰ

②研修課程Ⅱ の受講が必要です

○2回目の更新の方

②研修課程Ⅱ の受講が必要です。

【実務未経験者 ※2】

③実務未経験者研修 の受講が必要です

※1 **実務経験者** : 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者
又は従事していた経験を有する者

※2 **実務未経験者** : 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

2回目以降の更新については、現在の介護支援専門員証の更新の為に、研修課程Ⅱ（専門研修・更新研修）を修了している方は、研修課程Ⅰが免除になり、研修課程Ⅱのみの受講で更新可能です。

介護支援専門員証を失効した場合の手続き

更新研修を受講しなかった場合は、介護支援専門員証の有効期間を更新することができないため、有効期間満了日以降は、介護支援専門員の業務に就くことができません。

ただし、介護支援専門員証を失効した場合でも、介護支援専門員の資格がなくなるわけではありません。介護支援専門員の業務に就く際には、「介護支援専門員再研修」を受講することで、新たに介護支援専門員証の交付を受けることができます。なお、再研修は年1回実施予定ですので、今後の就業予定を勘案し、研修の受講についてご判断ください。

介護支援専門員証の更新手続き（※研修を修了しただけでは更新できません）

介護支援専門員証の有効期間満了日前に更新に必要な研修を修了した方は、有効期間満了日の90日前から申請ができます。（有効期間満了日の約3カ月前に登録住所へ申請書を郵送します。）

ご自分の有効期間をご確認のうえ、更新手続きを行ってください。

なおご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課 介護保険担当

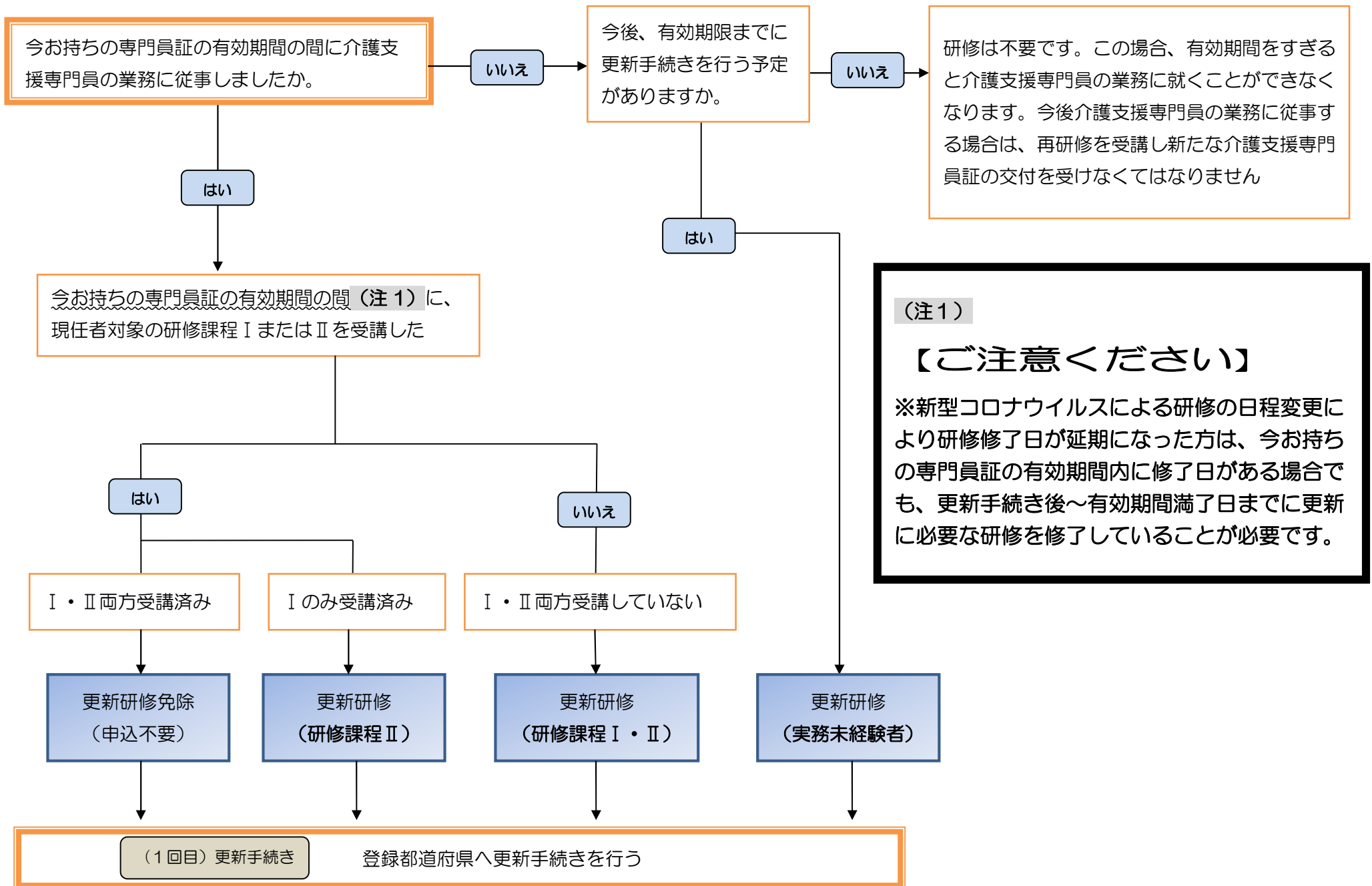
TEL : 088-823-9681

FAX : 088-823-9259

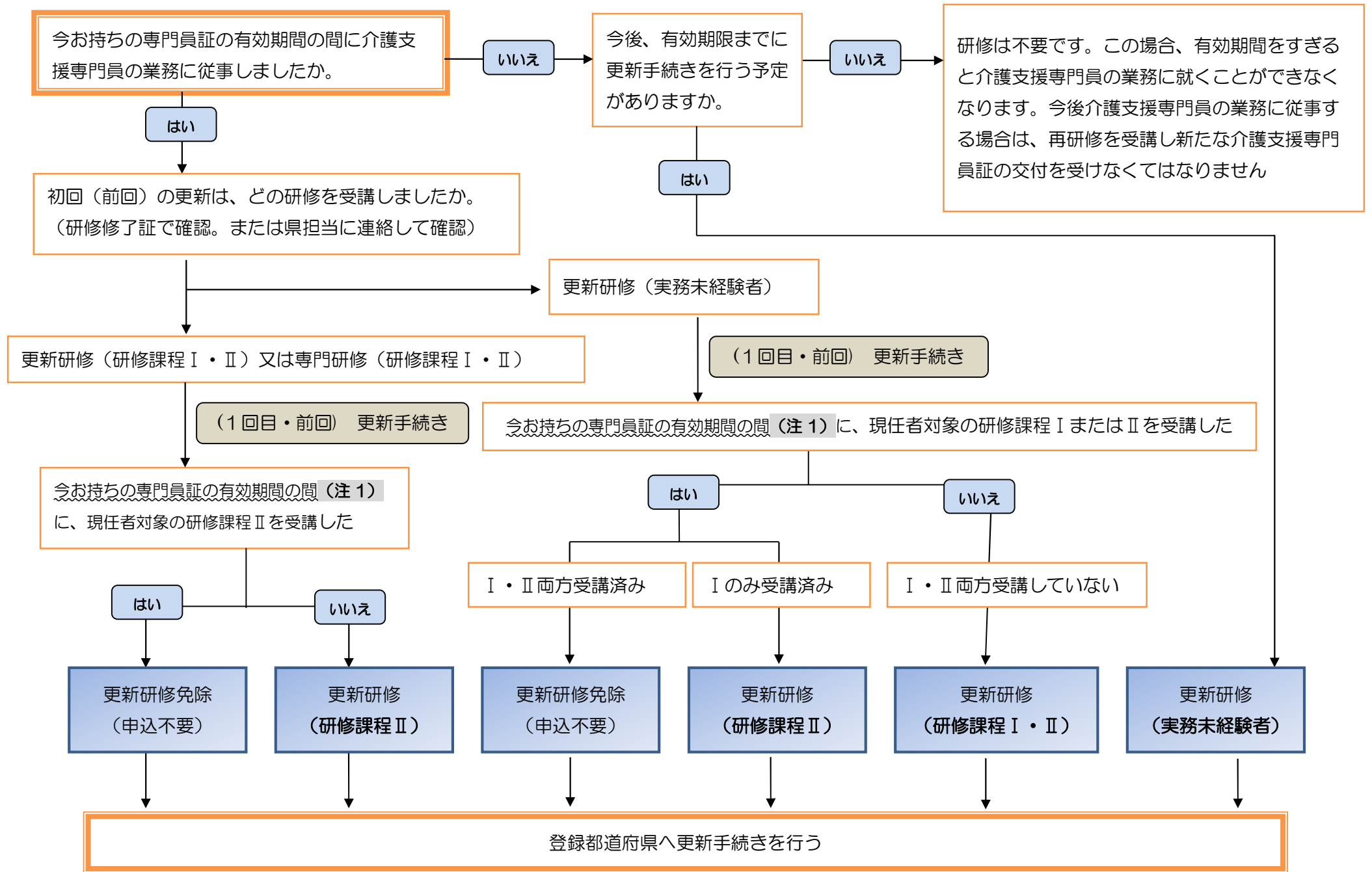
◆研修に関してのお問い合わせ先⇒高知県社会福祉協議会 福祉研修センター

TEL : 088-844-3605

介護支援専門員の更新に関わる研修のフローチャート（初めて更新研修の対象になった場合）



介護支援専門員の更新に関わる研修のフローチャート（2回目以降 更新者用）



※研修についての注意事項

(専門員証の有効期間内に受講した研修でないと更新できません。)

※更新研修(注①有効期限満了日の前年度の方対象)と

専門研修(業務に従事している方対象)は

対象者が異なります。下記の①②を必ず確認してください。

①更新研修(研修課程Ⅰ・Ⅱ、実務未経験者)は、有効期間満了日の、おおむね1年以内の方が対象になります。

②専門研修(研修課程Ⅰ・Ⅱ)と更新研修(研修課程Ⅰ・Ⅱ)は、同一カリキュラムですが対象者が異なります。

・専門研修 ; 現任者対象の研修

(Ⅰは6か月以上就業、ⅡはⅠを受講済みで3年以上就業している者が対象。)

③更新に必要な課程を、専門研修で受講されている場合は、同一課程の更新研修が免除になります。

(例) 専門研修(研修課程Ⅰ) 受講 → 更新研修(研修課程Ⅰ) 免除

④主任介護支援専門員更新研修を受講した方は、更新研修が免除になります。

【受講履歴に関するお問い合わせ先】

高知県長寿社会課 電話 088-823-9681

注①

更新研修の対象年度	専門員証の有効期間満了日
令和6年度	令和7年1月1日～ 令和7年12月31日

※研修を受講しただけでは更新になりません。

更新手続きが必要です。

※有効期間更新の申請書は有効期間満了日の約3か月前に登録住所へ郵送します。

※介護支援専門員の実務経験とは、下記の事業所又は施設において、介護支援専門員としてサービス計画の作成等に従事していたことをいいます。居宅介護支援事業所の管理者は、実務経験として認められます。単に、要介護認定のための認定調査や利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事している場合は、実務経験として認められません。

- 居宅介護支援事業所 ●特定施設入居者生活介護事業所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 ●看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 認知症対応型共同生活介護事業所
- 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- 介護保険施設
- 介護予防特定施設入居者生活介護事業所
- 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- 介護予防支援事業所
- 地域包括支援センター